

規則改正等案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則等の一部改正

- 1 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（1頁）
- 2 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 3 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 4 特勤手当等支給規程の一部改正（4頁）
- 5 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（5頁）
- 6 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（6頁）
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部改正）
- 7 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（8頁）
- 8 給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（警視庁）（9頁）



東京都教育委員会規則第 号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成

十九年東京都教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第二条 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成

二十年東京都教育委員会規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（以下「改正前規則」という。）」を削る。

附則第三項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

別表イの表福祉保健局の部障害者施策推進部施設サービス支援課の項中「看護師」を「保健師、助産師及び看護師」に改め、同部東村山ナーシングホームの項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都訓令第 号

庁中一般

支庁

事業所

特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月 日

東京都知事 小池 百合子

別表第一中

「小笠原支庁母島出張所	小笠原村母島字元地
小笠原亜熱帯農業センター（畜産指導所）	小笠原村母島字評議平
「小笠原支庁母島出張所	小笠原村母島字元地

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都職員の特種勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）
の一部を次のように改正する。

別表2の部(5)の項中「事業部管理課」を「事業部貸付課」に改める。
附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「という。」の下に「のうち法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の者」を加え、「一万分の九千二百四十」を「一万分の八千八百」に、「一万分の一万二千四百四十三」を「一万分の一万一千九百九十九」に改め、同項第二号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「再任用職員」に、「一万分の一万八千」を「一万分の一万七千五百」に改め、同項第四号中「一万分の八千九百」を「一万分の八千四百五十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一萬五千」に改め、同項第五号中「一万分の九千」を「一万分の八千五百五十」に、「一万分の一萬五千」を「一万分の一萬四千五百」に改め、同項第八号中「一万分の四千二百七十五」を「一万分の四千五十」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「一万分の四千二百二十七・五」を「一万分の四千五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「一万分の五千百

十七・五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 局長級職員のうち再任用職員である者 職員の勤務成績により、一万分の四千六百二十以上一万分の六千二百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合

第三条の四第二項中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改め、同条第三項中「第七号又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部改正)

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則(昭和六十三年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第八号」を「第九号」に改める。

東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第二号中「一万分の八千九百」を「一万分の八千四百五十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第三号中「一万分の九千」を「一万分の八千五百五十」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万四千五百」に改め、同項第四号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同項第五号中「一万分の四千二百二十七・五」を「一万分の四千五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改め、同項第六号中「一万分の四千二百七十五」を「一万分の四千五十」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓令甲第 号

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月 日

警視總監 吉 田 尚 正

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程

給料の特別調整額に関する規程（昭和35年4月15日訓令甲第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
理事官職（初任給等規則別表第8イの項に規定する職務区分3の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、オリンピック・パラリンピック総合対策官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）及び警察署長（区分2の職及び島部警察署長を除く。））」

を

「
理事官職（初任給等規則別表第8イの項に規定する職務区分3の職並びに公安職給料表の適用を受けるもののうち聴聞官、方面本部副本部長（第一方面本部副本部長を除く。）及び警察署長（区分2の職及び島部警察署長を除く。））」

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

